平成２７年（フ）第２１１号
大津市唐崎１丁目19番25―５号
債務者　平井　智恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２５号
大津市芝原１丁目３番６―Ｂ201号
債務者　生田　宗宏
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５０号
大津市一里山４丁目４番12号　102
債務者　出路麻梨亜（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５５号
滋賀県野洲市野田1939番地
債務者　谷崎　征司
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５７号
大津市桜野町２丁目10番６号
債務者　下司　昭之
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５９号
大津市国分１丁目21番18号　ラフェール国分205
債務者　加藤　浩一
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７０号
兵庫県加古川市平岡町新在家820番地の５
広畑ハイツ103号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町新在家410番地の１　プティメゾンⅢ―102号、兵庫県高砂市阿弥陀町北池312番地カメーラ・ピノ23　100号室
債務者　市場　　隆
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２７４号
兵庫県赤穂郡上郡町大持371番地１　パルコ101
債務者　宮崎　富義
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２７５号
兵庫県赤穂郡上郡町大持371番地１　パルコ101
債務者　宮崎　理恵
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２８３号
兵庫県姫路市御立中４丁目５番１―103号　プラザ平松
債務者　小坂　茂代
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３０号
奈良市川上町405番地　第２号市営住宅４―210号
債務者　山本　圭子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５５４号
広島市安佐北区白木町大字小越371番地５
債務者　兼重　正人
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０７号
佐賀市八戸溝１丁目15番32号
債務者　江頭　保代
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１４号
佐賀市道祖元町42番地１　さやのアパート101号
債務者　諸　　京子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
茨城県取手市寺田5065番地17、前住所茨城県取手市戸頭３丁目31番29号
債務者　土佐　紀子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
茨城県稲敷市沼田1922番地２
債務者　原田アキ子
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
富山県中新川郡上市町広野266番地１
債務者　三室　　峻
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
富山地方裁判所民事部